

「個人情報目的外利用の協議」一覧(令和7年7月～12月受付分)

【資料①】

連番	受付番号	依頼課 (依頼機関)	個人情報保有課	目的外利用に係る個人情報の 件名または内容	概要	提供方法	利用期間	目的外利用等 の根拠規定	目的外利用等の理由	利用項目	目的外 利用等 可否	協議 省略
15	7-15		高齢介護課	地域敬老行事対象者リストの自治会等への提供について	<ul style="list-style-type: none"> 自治会等が主催する地域での敬老行事開催にかかる経費に対して事業費を補助する事業である。そのため、自治会等に事業の対象者を外部提供する必要がある。 70歳以上の住基情報を抽出し、事業の対象者を特定するため、高齢介護課が保有している個人情報を目的外利用・提供するもの。 …氏名、性別、住所、70歳、71歳から74歳まで及び75歳以上の年齢表記(生年月日より算出)、前年抽出日からの転入・転居状況 <p>※なお、「地域敬老行事対象者リストの自治会等への提供」については、平成12年度に「長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会」にて答申を得ているものである。</p>	文書の提供	7月11日～3月31日	法第69条第2項第4号(特別の理由)	長岡京市事務分掌規則第5条 高齢介護課高齢福祉係(7)「敬老事業に関すること」に規定している事務の遂行に必要な限度で利用するため。	<ul style="list-style-type: none"> 氏名 住所 生年月日 性別 転入・転居状況 	可	○過去に協議済み
16	7-16	共生社会推進課	市民課	第3次長岡京市人権教育・啓発推進計画策定のためのアンケート調査に伴う個人情報の目的外利用について	第3次長岡京市人権教育・啓発推進計画策定のための基礎資料作成にあたり、市内の人権意識を調査することを目的に18歳以上の市民を無作為抽出し、人権意識の実態調査アンケートをするため、市民課が保有している住民基本台帳の個人情報を目的外利用するもの。	データの提供	8月1日～3月31日	法第69条第2項第2号(内部利用)	<ul style="list-style-type: none"> 長岡京市事務分掌規則第5条 共生社会推進課人権・共生社会推進係(1)「人権施策の企画、立案及び調整に関すること。」に規定している事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用するもの。 	<ul style="list-style-type: none"> 氏名 住所 生年月日 性別 	可	
17	7-17	都市計画課	税務課	空き家等の所有者等に対するアンケート及び空き家データベース更新に伴う固定資産税課税情報の目的外利用について	都市計画課が、令和7年度に予定している長岡京市空き家等対策計画の改定に伴い、空き家所有者等に対するアンケート調査及び空き家データベースの更新を行う予定であることから、市内の空き家に係る課税情報等の確認が必要となるため、税務課の保有する個人情報を目的外利用するもの。	データ・文書の提供	回答日～3月31日	<ul style="list-style-type: none"> 法第69条第1項(法令に基づく)…下記以外 法第69条第2項第2号(内部利用)…登記外の課税情報(構造・規模・用途・建築年) 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画課が長岡京市空き家等対策計画を改定するにあたり、現状の課題の整理や今後の方針を決定するため、空き家等に該当する物件を調査し、空き家の実態を把握する必要がある。 【登記情報、所有者に関する氏名等】 空き家等対策の推進に関する特別措置法第10条【空き家の構造・規模・用途・建築年】 空き家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の空き家等対策計画の改定を、長岡京市事務分掌規則第5条 都市計画課 開発指導・空き家対策係(7)「空き家政策の基本方針の企画、立案及び調整に関すること。」に規定する事務として遂行するにあたり、必要な限度で保有個人情報を内部で利用するため。 	<ul style="list-style-type: none"> 登記名義人及び納税管理人の氏名及び住所 建物の構造、規模、用途、建築年次 	可	
18	7-18	まちづくり政策室	税務課	地籍調査の実施に伴う固定資産税課税情報の目的外利用について	まちづくり政策室が、令和7年度に国土調査(地籍調査)事業の実施を予定していることから、地籍調査対象地区の土地所有者に係る課税情報等の確認が必要となるため、税務課の保有する個人情報を目的外利用するもの。	データの提供	9月1日～3月31日	法第69条第1項(法令に基づく)	<ul style="list-style-type: none"> 相続未登記の土地や電話番号など、登記情報だけでは把握できない情報があり、土地所有者にかかる課税情報が必要となるため、国土調査法第31条の2の規定に基づき、税務課が保有する所有者等関係情報を国土調査の実施に必要な限度で内部で利用しようとするもの。 	<ul style="list-style-type: none"> 氏名 住所 電話番号 	可	
19	7-19	環境政策室	税務課	管理不全土地の所有者情報(納税通知書送付先等)に係る個人情報の目的外利用について	長岡京市まちをきれいにする条例に基づき、管理不全土地の草刈り等を所有者に促すため、当該土地に係る所有者情報(納税通知書送付先等)を目的外利用するもの。	データの提供	8月1日～3月31日	法第69条第1項(法令に基づく)	<ul style="list-style-type: none"> 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第43条第1項 長岡京市まちをきれいにする条例第13条に規定する催告及び指導の遂行に必要な限度で保有情報を利用するものである。 	<ul style="list-style-type: none"> 氏名 住所 	可	○過去に協議済み

連番	受付番号	依頼課 (依頼機関)	個人情報保有課	目的外利用等に係る個人情報の 件名または内容	概要	提供方法	利用期間		目的外利用等 の根拠規定	目的外利用等の理由	利用項目	目的外 利用等 可否	協議 省略	
20	7-20	自治・共助振興室	市民課	「長岡京市市民参画登録制度」候補者抽出のための個人情報の目的外利用について	「長岡京市市民参画登録制度」の候補者募集にあたり、18歳以上の市民550人を無作為抽出し、候補者名簿への登録を呼びかける案内及び同意書を発送するため、市民課が保有する個人情報を目的外利用するもの。	データ・文書の提供	9月1日	～	3月31日	法第69条第2項第2号(内部利用)	・長岡京市事務分掌規則第5条 自治・共助振興室 地域協働係(6)「市民参画の推進に関すること」に規定している事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を利用するもの。	・氏名 ・住所 ・生年月日 ・性別	可	○過去に協議済み
21	7-21	自治・共助振興室	市民課	市民ワークショップ「長岡京市まちづくりを考える場」の参加候補者抽出のための個人情報の目的外利用について	・自治・共助振興室は長岡京市助け合いとつながりのまちづくり条例第12条に基づく「考える場」の実施にあたり、16歳以上の市民1500人を無作為抽出し、メンバー募集の案内を送るために、市民課が保有する住民基本台帳の個人情報を目的外利用するもの。	データ・文書の提供	9月1日	～	3月31日	法第69条第2項第2号(内部利用)	・長岡京市事務分掌規則第5条 自治・共助振興室 地域協働係(7)「市民協働の企画、立案及び推進に関すること」の遂行に必要な限度で、保有個人情報を利用するもの。	・氏名 ・住所 ・生年月日 ・性別	可	○過去に協議済み
22	7-22	選挙管理委員会	市民課	裁判員候補者予定者名簿・検察審査員候補者予定者名簿の作成に係る個人情報の提供について	・裁判員候補者予定者名簿を京都地方裁判所へ提供するために、選挙管理委員会が保有している選挙人名簿に市民課が保有する本籍情報(裁判員の参加する刑事裁判に関する規則第10条)を付し、裁判員候補者予定者名簿を作成するもの。 ・検察審査員候補者予定者名簿を検察審査会へ提供するために、選挙管理委員会が保有している選挙人名簿に市民課が保有する本籍情報(検察審査会法施行令第8条の3)を付し、検察審査員候補者予定者名簿を作成するもの。	データの提供	9月4日	～	9月24日	法第69条第1項(法令に基づく)	・裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第12条第2項、第21条及び第22条 ・裁判員の参加する刑事裁判に関する規則第10条 ・検察審査会法第10条、第11条及び第12条の6 ・検察審査会法施行令第8条の3	【市民課→選管】 ・本籍 【選管→裁判所・検察審査会】 ・氏名 ・住所 ・生年月日 ・本籍	可	○過去に協議済み
23	7-23		障がい福祉課	「第7次長岡京市障がい者(児)福祉基本計画」及び「長岡京市障がい福祉計画(第8期)・障がい児福祉計画(第4期)」の策定に係るアンケート調査に伴う個人情報目的外利用について	「第7次長岡京市障がい者(児)福祉基本計画」及び「長岡京市障がい福祉計画(第8期)・障がい児福祉計画(第4期)」の策定のための基礎資料作成にあたり、市内の障がい福祉における状況等を調査することを目的に手帳所持者、障がいサービス利用者より市民2500人を無作為に抽出し、アンケートを実施するため、障がい福祉課が保有している障がい福祉システム(Gトラスト)の個人情報を目的外利用するもの。	データの提供	回答日	～	3月31日	法第69条第2項第2号(内部利用)	・長岡京市事務分掌規則第5条 障がい福祉課 社会参加支援係(1)「障がい者(児)福祉施策の企画、立案及び調整に関すること。」及び(2)「障がい福祉の計画に関すること。」に規定している事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用するため。 ・市民意識調査を実施するため、障がい福祉課で保有している障がい福祉システム内の台帳を利用する必要があるため。	・氏名 ・生年月日 ・住所	可	
24	7-24	高齢介護課	市民課	長岡京市第11次高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画の計画策定に向けたアンケート調査に伴う個人情報目的外利用について	長岡京市第11次高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画の計画策定に向け、65歳以上の市民3500人を無作為抽出しアンケート調査を実施するにあたり、市民課が保有する住民基本台帳の個人情報を目的外利用するもの。 ※なお、この内容については、令和元年度に「長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会」にて答申を得ているものである。	データの提供	回答日	～	12月26日	法第69条第2項第2号(内部利用)	介護保険法第117条第1項の事業計画策定にあたり、無作為抽出によるアンケートを実施し高齢者の実態を調査する必要がある。 ・長岡京市事務分掌規則第5条 高齢介護課 高齢福祉係「(2) 高齢者福祉計画の策定及び推進に関すること。」及び介護保険係「(1) 介護保険事業計画の策定及び推進に関すること。」に規定している事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用するもの。	・氏名 ・住所 ・生年月日 ・性別	可	
25	7-25	地域福祉連携室 (大阪大学大学院連合小児発達学研究所)	こども家庭センター	包括連携協定に基づく研究(市に蓄積されている母子保健データを用いたマタリートメントに関する評価・予防に関する要因の探索的研究)による母子保健データの提供について	・本市と大阪大学大学院連合小児発達学研究所(以下、「大学」という。)は包括連携協定を締結しており、大学が協定に則り研究を実施するにあたり、協定締結の所管課である地域福祉連携室を通じて、データを保有することも家庭センターに外部提供を依頼するもの。 ・こども家庭センターにおいて、保有する母子保健データを個人ごとに紐づけたデータを作成し、氏名、住所、出生日を削除するなど、個人の特定ができないように加工して、大学へ提供する。 ・大学においては、情報は厳重に管理し、漏洩、改ざん、不正アクセスを防止するための技術的・組織的安全措置を講じる。 ・研究終了後は、大学の定める手順に基づき保管した後、安全に破棄し、記録・報告を行う。	データの提供	研究の実施が承認された日	～	令和12年3月31日	法第69条第2項第4号(特別の理由)	地域における妊産婦のマタリートメント(児童虐待・ネグレクト)に関するリスク評価、予防に関する要因の探索を目的とする研究において、市の母子保健データを取得・分析することが不可欠であり、他の手段により同様の情報を取得することが困難であるため。	・基本情報(年齢・家族構成・居住状況等) ・妊婦の身体的情報 ・妊婦の精神的状況 ・妊婦の社会経済的状況 ・子の発育発達状況 ・親の子への対応 ・子育て支援事業参加状況 ・要保護の状況 ※名前・生年月日など個人が特定、識別できる情報を除く。	可	・ただし、必要が生じた場合は、追加の措置や制限を定める場合がある。